

議案第141号

さいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年10月22日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市証人等の実費弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（実費弁償）</p> <p>第2条 市の機関の請求により次に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合は、実費弁償を支給する。</p> <p>〔略〕</p> <p>法第100条第1項後段の規定による選挙人その他の関係人</p> <p>法第109条第6項（法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第2項の規定による参考人</p> <p>法第109条第5項（法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者</p> <p>～ 〔略〕</p>	<p>（実費弁償）</p> <p>第2条 市の機関の請求により次に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合は、実費弁償を支給する。</p> <p>〔略〕</p> <p>法第100条第1項の規定による選挙人その他の関係人</p> <p>法第109条第6項（法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）の規定による参考人</p> <p>法第109条第5項（法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者</p> <p>～ 〔略〕</p>

第2条 さいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(実費弁償) 第2条 市の機関の請求により次に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合は、実費弁償を支給する。 ・ [略] 法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による参考人 法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者 ~ [略]	(実費弁償) 第2条 市の機関の請求により次に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合は、実費弁償を支給する。 ・ [略] 法第109条第6項(法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)及び第115条の2第2項の規定による参考人 法第109条第5項(法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)及び第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者 ~ [略]

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。